

危険ながけ崩れ

家の周りの再点検を

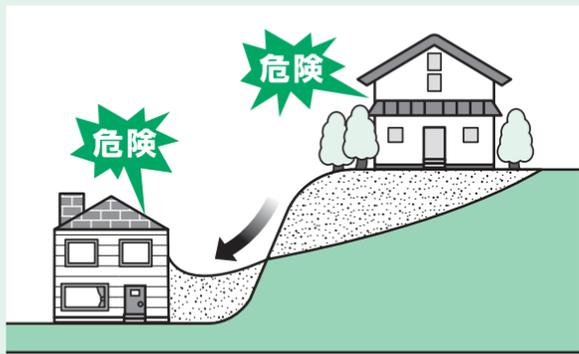
梅雨や台風の時期は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、がけやよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。

特に、危ないがけや不完全なよう壁でおおわれているところ

にある家では、大きな被害を受けるばかりでなく、隣接する方々の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

このようなことにならないように、日ごろから家の周りの安全を確かめ、危ない石積みや土留め等は補強改善し、雨水の排水をよくするなどして、安全対策に心掛けましょう。

すでに、関係機関から改善等の措置をとるよう勧告を受けている



方は、補強、改良などの工事を行ってください。

なお、法律(宅地造成等規制法)で定められた区域内で一定の高さ以上の切り土・盛り土をしたり、よう壁などを築造するときには、事前の許可が必要になりますのでご注意ください。

☎東京都多摩建築指導事務所開発指導第二課(☎042-364-2386)、市まちづくり推進課まちづくり係(☎042-387-9862)

家屋に関するお知らせ

新築(増改築)調査にご協力を

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、令和4年度課税のために、令和3年1月2日以降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。

調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いします。

■調査内容 屋根や外壁・各部屋の内装等に使用されている資材や設備の状況を調査します



取り壊したときはご連絡を

市では、家屋の取り壊しの確認を行っていますが、課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、資産税課までご連絡ください。

取り壊した家屋には、翌年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。

居住用家屋が建っている土地は、税負担を軽減する特例措置が適用されていますが、家屋を取り壊したときはこの適用がなくなり、翌年度の土地の固定資産税・都市計画税が上がる場合があります。

—◇共通◇—

☎資産税課家屋係(☎042-387-9821)



後期高齢者医療制度

交通事故などに遭ったときは

交通事故等の第三者から受けたけが等の医療費は、加害者(相手方)が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で、保険診療を受けることができます。

この場合、自己負担分を除いた医療費を都後期高齢者医療広域連合が一時立て替えた後、加害者(相手方)に請求します。診療を受ける際は、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

また、事故(自損事故含む)

に遭ったら、お住まいの後期高齢者医療担当窓口へ必ず届け出てください。必要な書類(被害届等)は、担当者が事故の状況などを伺ったうえでご案内しますので、事故日から30日以内に届け出てください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください

☎都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター(☎0570-086-519)、市保険年金課高齢者医療係(☎042-387-9834)

国民健康保険税の軽減判定基準を改定

国民健康保険税(国保税)の算定において、前年中の所得が一定水準を下回った場合に適用される軽減措置の判定基準を改定しました。

計算方法等詳細については、お問い合わせ

ください。市ホームページをご覧ください。なお、令和3年度国保税納税通知書は、7月中旬に送付します。

☎保険年金課国民健康保険係(☎042-387-9832)

区分	令和2年度	令和3年度	備考
軽減措置※1	7割	33万円以下の世帯	※1 世帯内の国保加入者(国保に加入していない世帯主および特定同一世帯所属者も含む)全員の所得合計額である軽減判定所得を使用 ※2 一定の給与所得や年金所得を受ける方
	5割	33万円+(28万5千円×国保加入者の数)以下の世帯	
	2割	33万円+(52万円×国保加入者の数)以下の世帯	
		43万円+(給与所得者等※2の数-1)×10万円以下の世帯	
		43万円+国保加入者の数×28万5千円+(給与所得者等※2の数-1)×10万円以下の世帯	
		43万円+国保加入者の数×52万円+(給与所得者等※2の数-1)×10万円以下の世帯	

防災用品を あっせんします

価格等詳細は、市ホームページまたは地域安全課窓口にて配布しているパンフレットをご覧ください。

■防災用品 地震対策用品、避難用品、簡易トイレ、保存食料、飲料水

申郵送またはファクスで住所・氏名(ふりがな)・電話番号・希望防災用品(品番号・品名・あっせん価格・数量)を明記し、東京都葛飾福祉工場多摩営業所「小金井市防災用品あっせん係」(〒183-0011府中市白糸台1-31-5鹿島ビルFAX042-336-9132)へ

☎社会福祉法人東京コロニー東京都葛飾福祉工場多摩営業所(☎042-336-9131)、地域安全課防災消防係(☎042-387-9807)

防災用品(例)



家具転倒防止器具



感震スレーカーアダプター



冷蔵庫ストッパー



トイレ用脱臭剤



保存食5年セレクトセット

訪問販売にご注意を

市や消防署では訪問販売は行いません。市や消防署の名をかたった訪問販売にご注意ください。